

新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起

令和5年6月5日より、大学の活動レベルがAに変更され、大学内の活動には制限がなくなりました。

しかし、新型コロナウイルスが消えたわけではなく、感染症が終息したわけではありません。今年度になって、大学全体の感染者数は4月13名、5月29名と増加傾向にあります。依然として、日々の基本的な感染予防対策が重要です。

- 1) 日々の健康管理を徹底して、体調不良時(発熱、咽頭痛、咳嗽、頭痛、倦怠感、胃腸症状等)には登校しないで、自宅で療養するようにしてください。
- 2) 登下校時、大学内では手洗い等の手指衛生を徹底して、必要に応じてマスクの着用、身体的距離の確保、換気に留意しましょう。

活動レベルが引き上げられても、また、国の感染症法上の扱いが5類に変更されても、大学の登校停止等の対応方針は、学校保健安全法および同施行規則(第2種感染症に指定)に基づいて継続されています。下記の場合は、保健室へ連絡をして、対応について指示を受けて下さい。

- 1) 学生・教職員本人が感染した場合
登校停止になりますので、保健室に連絡をして療養上の注意点、登校停止期間等の指示を受けてください。
- 2) 学生・教職員本人あるいは同居人に発熱、咽頭痛、咳嗽、頭痛、倦怠感、胃腸症状等の症状が出現した場合
学生・教職員本人の場合は、登校停止になります。同居人の場合は、状況次第では登校停止になる場合があります。
- 3) 学生・教職員本人が感染者と接触した場合
感染者が同居人である場合は登校停止になります。その他の感染者との接触でも登校停止になる場合があります。

現在の感染状況でも、主として医療機関、高齢者施設等が中心ですが、クラスターの発生が多く報告されています。大学内でクラスターの発生がおこらないように、ご協力のほど宜しくお願いします。